

大沢野地域公共施設複合化事業 [リーディングプロジェクト]

募集要項等に対する意見

令和2年7月

富山市

| No. | 対象資料 文書名 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 意見 | |
|-----|----------------|-----------------------------------|------|-------------|-----|---|-----|--|--|----|---|
| | | | 頁 | 項目 | | | | | | | |
| 1 | 要求水準書 | 電波等障害状 況 | 42 | 4 | 2 | 1 | (1) | | | | 電波障害が発生した場合の対応について、前回実施方針及び要求水準書(案)に対する質問の回答において「電波障害が発生する場合は必要な対策を実施してください。」との回答をいただきましたが、調査をしないと範囲を特定することが困難であり、事業者によって対策範囲が異なることから事業費にばらつきが出るものと思料します。公平な審査をしていただく観点から、対策費については別途としていただくか、もしくは固定額をお示しいたきますようお願いいたします。 |
| 2 | 優先交渉権者 選定基準 | 自主提案施設 に関する事項 | 6 | VI | (2) | | | | | | 自主提案施設に係る土地の貸付料や建物の貸付料は基準単価以上の額の提案となっておりますが、むやみに地代競争を招くこととなり、市の基本コンセプトである「多世代交流拠点」にそぐわない事業提案になりうる事を危惧します。提案価格による定量的評価を行わないようお願いいたします。 |
| 3 | 事業仮契約書 (案) | 新規複合施設 の修繕等 | 21 | 63 | 4 | | | | | | 「…改修施設における修繕業務については、PFI事業者による改修業務の対象箇所以外における1件50万円(税抜)を超える修繕及び更新については、市が別途発注するため…」との記載がありますが、単年度累計で50万円まで事業者にて負担し、50万円を超える場合には、貴市にて負担して頂くことを要望いたします。 本件につき、事業者リスクとする場合は、修繕費等の積み増しが必要となり、提案価格がアップする一因となります。 |
| 4 | 事業仮契約書 (案) | 新規複合施設 の修繕等 | 21 | 63 | 6 | | | | | | 「…新規複合施設の大規模修繕又は改修施設におけるPFI事業者による改修業務の対象箇所以外で1件50万円(税抜)を超える修繕が必要となった場合、自己の費用及び責任において大規模修繕等を行うことができ、必要な場合には、PFI事業者の維持管理業務の一部を中止させることができる。この場合、市はPFI事業者との間で維持管理業務に係るサービス購入費の減額について協議をすることができ…」との記載がありますが、新規複合施設および改修施設に関して、維持管理期間中に50万円以上を超える修繕を完全に予測することは困難です。本事象が発生する場合は、原因を明らかにした上で、貴市と協議させて頂く事を要望いたします。 |
| 5 | 事業仮契約書 (案) | 法令変更に係る 通知の付与 | 31 | 77 | 1 | | | | | | 法令等の変更につき、(1)、(2)に該当する場合はPFI事業者が市に通知しなければならないとありますが、市の条例等の変更による事業への影響については、PFI事業者よりも先に市側が認識し得ると思いますので、通知義務を負う主体は市としていただきますようお願いいたします。 |
| 6 | 事業仮契約書 (案) | 法令変更に係る 協議及び追加 費用の負担 | 31 | 78 | 2 | | | | | | 「新設又は改廃された法令等の施行の日から30日以内に本契約等の変更及び必要な追加費用の負担についての合意が成立しない場合には、市は、対応方法を決定し、PFI事業者に通知するものとし、PFI事業者は、これに従わなければならない。」とありますが、協議期間として30日は短く、合意が成立しない場合には30日以内に係らず継続協議をさせて頂くようお願いいたします。 |
| 7 | 事業仮契約書 (案) | 不可抗力に係る 協議及び追加 費用の負担 | 32 | 80 | 2 | | | | | | 「協議を開始した日から14日以内に対応策等についての合意が成立しない場合には、市は、対応策等を決定してPFI事業者に通知するものとし、PFI事業者は、これに従わなければならない。」とありますが、協議期間として14日は短く、合意が成立しない場合には14日以内に係らず継続協議をさせて頂くようお願いいたします。 |
| 8 | 事業仮契約書 (案) | 法令変更による 損害、損失及び 費用の負担割 合 | 73 | 別 紙 7 | | | | | | | 本PFI事業のみに特別に影響を及ぼす法令等の新設・変更の場合および消費税及び地方消費税の税率変更の場合以外の法令等の新設・変更の場合についても、事業者には責はないことから、損害、損失及び費用の負担につき協議いただける建付けとしていただきたい。 |

| No. | 対象資料 文書名 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 意見 |
|-----|---------------|-----------------------------------|------|-------------|--|--|--|--|--|---|
| | | | 頁 | 項目 | | | | | | |
| 9 | 事業仮契約書 (案) | 法令変更による 損害、損失及び 費用の負担割 合 | 73 | 別 紙 7 | | | | | | 法令変更により契約解除となった場合、当該解除に起因して事業者が生じたブレイクファンディングコスト等の金融費用やその他事業者が生じる損害、損失又は費用についても、当該業務に関連して生じるものに含めて頂きますようお願いいたします。 |
| 10 | 事業仮契約書 (案) | 不可抗力による 損害、損失及び 費用の負担割 合 | 74 | 別 紙 8 | | | | | | 不可抗力により契約解除となった場合、当該解除に起因して事業者が生じたブレイクファンディングコスト等の金融費用やその他事業者が生じる損害、損失又は費用についても、当該業務に関連して生じるものに含めて頂きますようお願いいたします。 |